明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する二千九年六月十五日に作成された確認書（一一）　一
〔告　示〕
○千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する二千九年六月十五日に作成された確認書に附属する譲許表の修正及び訂正の効力発生に関する件（外務二九九）　二三
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務二七九～二八一）　二三七
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（同二八二）

本号で公布された法令のあらまし

◇千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する二千九年六月十五日に作成された確認書（条約第一一号）（外務省）

この確認書は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」に含まれている千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する我が国の譲許表に掲げる品目分類を平成一四年（二〇〇二年）一月一日に効力を生じた「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」の改正に適合させることを目的とするものであって、前文、本文、末文及びこの確認書に附属する譲許表の一部の修正及び訂正から成り、その概要は、次のとおりである。

1　本文

㈠　我が国の譲許表の修正及び訂正は、平成三年（一九九一年）一〇月八日に千九百四十七年の関税及び貿易に関する一般協定の締約国団が採択した統一システムの変更の実施のための手続に関する決定の規定により確定されたものであることを確認する。

㈡　この確認書に附属する我が国の譲許表の修正及び訂正は、我が国が世界貿易機関事務局長に宛てた通告書に従って効力を生ずる。

2　第三八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正

第三八表　日本国の譲許表

第一部　最恵国関税率表

第一節　農産品

第一A節　関税

第一B節　関税割当て

第二節　その他の産品

第一部第二節の附属書Ⅰ

第一部第二節の附属書Ⅱ

第三八表の日本国の譲許表の附属書

――――◆――――

条約

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する二千九年六月十五日に作成された確認書をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年八月二十六日

内閣総理大臣　菅　直人

条約第十一号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する二千九年六月十五日に作成された確認書

千九百四十七年の関税及び貿易に関する一般協定の締約国団が、千九百九十一年十月八日に統一システムの変更の実施のための手続に関する決定（L／第六九〇五号）を採択し、

前記の決定の規定に従い、第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正を含む案が二千八年八月二十九日に文書（G／MA／TAR／RS／第一四五号）により世界貿易機関の全ての加盟国に通報され、二千八年十一月二十九日に承認されたので、

ここに、第三十八表（日本国の譲許表）の当該修正及び訂正が前記の決定の規定により確定されたものであることを確認する。

この確認書に附属する譲許表の当該修正及び訂正は、日本国政府が自国の国内手続の完了後に世界貿易機関事務局長に宛てた通告書に従って効力を生ずる。

この確認書は、世界貿易機関事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、世界貿易機関の各加盟国に対し、速やかにその認証謄本を送付する。この確認書は、国際連合憲章第百二条の規定により登録する。

二千九年六月十五日にジュネーブで作成した。

第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正

第三十八表　日本国の譲許表

第一部　最恵国関税率表

第一節　農産品

第一A節　関税

次の部分は、従前の譲許表の関連部分に代わる。

関税率表番号	品名	基準税率	最終税率
1	2	3	
○一○一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）	無税	▽無税
○一○一・一○	純粋種の繁殖用のもの		
	馬		
	サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものであり、政令で定めるところにより証明されたもの		

4	現行譲許を定めている文書	
5	原交渉国	
6	一般協定上譲許を最初に定めた文書	
7	旧交渉国	
8	その他の租税及び課徴金	